

事 務 連 絡
平成 27 年 5 月 19 日

加盟競技団体 様

公益財団法人千葉県体育協会

平成 27 年度公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者養成講座
共通科目 I（通信講座）・専門科目募集要項の送付について

平素より、本協会の諸事業に対しご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、標記共通科目 I（通信講座）が公益財団法人日本体育協会と NHK 学園との提携により、また専門科目が中央競技団体及び都道府県競技団体のうち希望団体にて実施されます。スポーツ指導者養成講座（指導員養成講座）は、公認スポーツ指導者制度における「共通科目 I」と「専門科目」により構成されています。それぞれに合格すると指導員として認定されます。

「専門科目」免除に該当する方（別紙参照）は、専門科目の講習・試験が免除となりますので、「共通科目 I」を受講し検定に合格すると指導員となることができます。

なお、今年度より、受講者（免除者）本人が、公益財団法人日本体育協会のインターネットサービス「指導者マイページ」から申込みするようになります。貴団体において、活躍されている該当の方々に周知いただきますようお願い申し上げます。

パンフレットについては、先般平成 26 年 12 月 22 日付千体協第 326 号文書にて調査し、ご回答いただきました部数を送付しております。今後、必要部数に追加がございましたらご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 申込期間 平成 27 年 6 月 1 日（月）～ 30 日（火）
- 2 申込方法 公益財団法人日本体育協会のインターネットサービス「指導者マイページ（<https://my.japan-sports.or.jp/login>）の登録手続きを行い、指導者マイページより講習会の申込み（免除申請）手続きを行います。
- 3 問合せ先 〒263-0011 千葉市稲毛区天台町 323
公益財団法人千葉県体育協会 担当：西條
TEL：043-254-0023 FAX：043-254-0990
- 4 備 考 スポーツリーダー養成講座のパンフレットが必要な際は、本会にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

平成27年度 公益財団法人日本体育協会公認指導員養成講座
「共通科目Ⅰ」「専門科目」講習受講免除について

○「共通科目Ⅰ」通信講座免除の対象

- 1 指導員・上級指導員
- 2 コーチ・上級コーチ
- 3 教師・上級教師
- 4 ジュニアスポーツ指導員
- 5 スポーツプログラマー
- 6 フィットネストレーナー
- 7 アスレティックトレーナー
- 8 アシスタントマネジャー
- 9 クラブマネジャー
- 10 スポーツ栄養士
- 11 レクリエーションコーディネーター
- 12 野外活動指導者（ディレクター1級）
- 13 健康運動指導士
- 14 免除適応コース共通科目修了証明書取得者
- 15 スポーツリーダー
- 16 スポーツ少年団「認定員」
- 17 一部の免除適応コース承認校（大学）を卒業（※詳細は日本体育協会HPにて確認）
（※1～10、15は日本体育協会公認資格です。）

○「指導員 専門科目」免除の対象

- 1 JAAFジュニアコーチ専門科目修了者
- 2 日本水泳連盟基礎水泳指導員
- 3 全日本スキー連盟専門科目免除資格保有者
- 4 日本テニス協会普及員
- 5 日本バレーボール協会専門科目修了者
- 6 日本体操協会一般体操指導員
- 7 日本バスケットボール協会JBA公認コーチ
- 8 日本セーリング連盟アシスタント指導員
- 9 全日本軟式野球連盟野球指導者講習会（BCC）履修者
- 10 日本ソフトボール協会準指導員
- 11 日本バドミントン協会専門科目修了者
- 12 全日本弓道連盟専門科目修了者
- 13 全日本剣道連盟社会体育指導員
- 14 日本山岳協会専門科目修了者
- 15 全日本空手道連盟専門科目修了者
- 16 日本アイスホッケー連盟専門科目修了者
- 17 全日本銃剣道連盟専門科目修了者
- 18 全日本なぎなた連盟錬士・教士・範士
- 19 日本ゲートボール連合準指導員
- 20 日本パワーリフティング協会公認準指導員
- 21 日本グラウンド・ゴルフ協会1級普及指導員（マスター）
- 22 日本トライアスロン連合公認中級指導者
- 23 日本バウンドテニス協会専門科目修了審査証明書を有する者
- 24 エアロビック準教師・エアロビック準指導者
- 25 日本プロゴルフ協会・日本女子プロゴルフ協会ティーチング資格A級保持者
- 26 社会スポーツセンターの認定する「指導員」の資格保有者

【受講免除について】

上記免除を申請される方は、公益財団法人日本体育協会のインターネットサービス「指導者マイページ」より手続きを行ってください。